

## 第三者作成書類添付省略等の取扱い

### 1. 収入関係

項目名	書類名	添付書類等の提出	添付書類等の保存	
事業所得 不動産所得	青色申告決算書	要	-	
	収支内訳書	要	-	
配当所得 (上場株式等に係る配当所得等)	オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書	不要	不要	
	配当等とみなす金額に関する支払通知書	不要	不要	
	上場株式配当等の支払通知書	不要	不要	
	特定口座年間取引報告書	不要	不要	
給与所得	給与所得の源泉徴収票	不要	不要	
	特定支出関係	特定支出に関する明細書	要	-
		給与の支払者の証明書	要	-
		支出した金額を証する書類	要	-
雑所得	公的年金等の源泉徴収票	不要	不要	
退職所得	退職所得等の源泉徴収票	不要	不要	
譲渡所得（土地等）	譲渡所得に関する書類（内訳書）・総合譲渡	要	-	
譲渡所得（株式等）	特定口座年間取引報告書	不要	不要	

### 2. 所得控除関係

項目名	書類名	添付書類等の提出	添付書類等の保存
雑損控除	・被災した住宅・家財等の損失額の計算書	要	-
	・災害関連支出に係る領収書等 (「災害関連支出」の明細を入力した場合)	省略可	要
医療費控除	医療費控除の明細書	- (注1)	-
	医療費の領収書	不要	要
		要(注1)	- (注2)
医療費通知(医療費のお知らせ)	要(注3)	- (注2)	
セルフメディケーション税制	セルフメディケーション税制の明細書【書面】 (納税者が持参した書面の明細書) (取引内容証明書類を含む)	- (注1)	要(領収書)
		要(明細書)	要(領収書)
	セルフメディケーション税制に係る領収書	不要	要
		要	- (注2)
社会保険料控除	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等	省略可	要
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書	省略可	要
生命保険料控除	支払額などの証明書	省略可	要
地震保険料控除	支払額などの証明書	省略可	要
寄附金控除	寄附金の受領証	省略可	要
	選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」	省略可	要
勤労学生控除	学校等の証明書	省略可	要
障害者控除 配偶者(特別)控除 扶養控除	国外居住親族に係る次の書類 ・親族関係書類 ・送金関係書類	要	-

(注1) 明細等の入力(作成)がなく、合計額(控除額)のみ記載する場合には、提出が必要となることに留意する。

(注2) 領収書の提示があった場合についても、保存は不要となることに留意する。

(注3) 医療費通知の添付に代えて、医療費の領収書に基づいて医療費控除の明細書を入力(作成)することにより、医療費控除の適用を受けることができる。この場合、医療費の領収書の保存は必要となることに留意する。

### 3. 税額控除関係

項目名	書類名	添付書類等の提出	添付書類等の保存	
住宅借入金等特別控除	初年度	計算明細書	- (注1)	-
		建物・土地の売買契約書写し	要	-
		登記事項証明書	要	-
		住宅ローン年末残高証明書	要	-
	2年目以降	計算明細書	- (注1)	-
		住宅ローン年末残高証明書	省略可(注1)	要
政党等寄附金特別控除	政党等寄附金特別控除額の計算明細書	省略可	要	
	選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」	省略可	要	
上記以外の控除	各税額控除に係る書類	要	-	